

第21期 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2022年3月24日（木曜日）
午前11時
（受付開始時刻 午前10時30分）

開催
場所

東京都品川区西五反田7丁目9番地5号 SGテラス1階
TA Conference セミナールーム
（昨年と会場が異なっておりますので、末尾
の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

決議
事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員で
ある取締役を除く。）3
名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締
役3名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員で
ある取締役を除く。）の
報酬額決定の件
第5号議案 監査等委員である取締
役の報酬額決定の件

目次

定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	6
連結計算書類	21
計算書類	23
監査報告書	25
株主総会参考書類	31

Mobile Factory

◎新型コロナウイルス感染症の拡大防止対
策について

- ・ご来場をお控えいただき、書面又はインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げます。
- ・お土産のご用意はございません。
- ・小規模での開催のため、ご来場いただいてもご入場いただけない場合がございます。
- ・議長を含む役員一同はオンラインによる出席とさせていただきます。
- ・株主総会の模様はインターネットにてライブ配信をいたします。

株 主 各 位

東京都品川区西五反田七丁目22番17号
株式会社モバイルファクトリー
代表取締役 宮 嶋 裕 二

第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第21期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、適切な感染防止策を実施の上で開催いたしますが、株主の皆様におかれましても感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面又はインターネットにより事前の議決権行使をいただき、健康状態に関わらず当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討の上、2022年3月23日（水曜日）午後6時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策について

- ・可能な限り、書面又はインターネットによる議決権の事前行使をお願いするとともに、健康状態に関わらず、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。
- ・お土産のご用意はございませんので、予めご了承ください。
- ・小規模での開催、且つ会場内の座席の間隔を十分に確保するため、座席数を大幅に減らしております。当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。
- ・議長を含む役員一同はオンラインによる出席とさせていただきます。
- ・感染リスクの低減を目的として、招集ご通知に記載されている報告事項の内容について、議場での詳細な説明は省略し、時間を短縮した議事進行とさせていただきます。
- ・当日の様子はインターネットにてライブ配信いたします。視聴方法は後掲の「株主総会のライブ配信についてのご案内」をご参照ください。
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府の発表内容等により、株主総会の開催・運営に関して大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

記

1. 日 時 2022年3月24日（木曜日）午前11時
（なお、受付開始時間は、午前10時30分を予定しております。）
2. 場 所 東京都品川区西五反田7丁目9番地5号 SGテラス1階
TA Conference セミナールーム
（昨年と会場が異なっておりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
- 第21期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第21期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類の報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（https://www.mobilefactory.jp/ir/ir_stock_info/ir_gene_meeting/）に掲載いたします。
- ◎郵送とインターネットとの双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効といたします。また、インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効といたします。
- ◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.mobilefactory.jp/ir/ir_stock_info/ir_gene_meeting/）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載していません。
- ◆事業報告の以下の事項
 - ・ 会社の新株予約権等に関する事項
 - ・ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
 - ・ 剰余金の配当等の決定に関する方針
 - ◆連結計算書類の以下の事項
 - ・ 連結株主資本等変動計算書
 - ・ 連結注記表
 - ◆計算書類の以下の事項
 - ・ 株主資本等変動計算書
 - ・ 個別注記表

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

●書面郵送による議決権行使



当日ご出席されない場合は、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご送付ください。

議決権行使期限 2022年3月23日（水曜日）午後6時30分必着

●インターネットによる議決権行使



次頁をご参照の上、QRコードを読み取る「スマート行使」による方法、又は議決権行使ウェブサイト <https://www.tosyodai54.net>にて、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使期限 2022年3月23日（水曜日）午後6時30分まで

詳細は次頁「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。>>>

●当日ご出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時 2022年3月24日（木曜日）午前11時

お問い合わせ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人である東京証券代行株式会社（以下）までお問い合わせください。

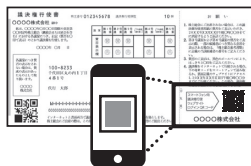
- (1) インターネットによる議決権行使の操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-88-0768 (9:00~21:00)
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-49-7009 (平日9:00~17:00)

インターネットによる議決権行使のご案内

スマートフォンにてQRコードを読み取る方法「スマート行使」

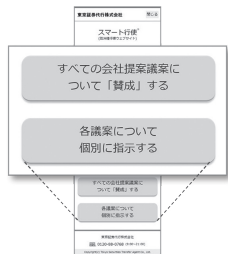
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1 スマートフォンにて議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

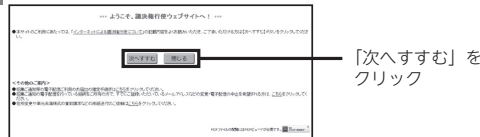
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://www.tosyodai54.net>



1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

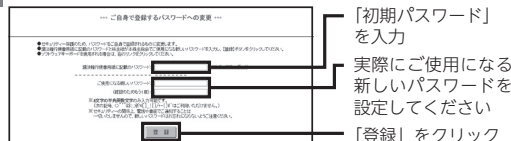
2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使についての注意事項

※議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効といたします。複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効といたします。

※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して、通信料金及びプロバイダへの接続料金等は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

※パソコンまたはスマートフォン等による議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。また、携帯電話による議決権行使は、携帯電話の機種等によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

※パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は、本定時株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は、新たに発行いたします。

※パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。

※パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされご使用できなくなります。ロックされた場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

株主総会のライブ配信についてのご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の観点から、本株主総会につきましては、ご来場をお控えいただくようお願いしておりますが、株主総会は株主の皆様との重要な接点であると認識しております。株主の皆様は株主総会の模様をご覧いただくために、株主総会のライブ配信を行います。

なお、本ライブ配信は視聴のみであり、議決権行使やご質問等を行うことはできませんので、予めご了承ください。

<ご視聴の手続き>

1. 本ライブ配信のご視聴を希望される株主様は、登録期限までに下記の登録用URLよりアクセスいただき、必要事項をご入力ください。
2. ご登録いただいたメールアドレス宛に視聴用のURLをお送りいたします。
3. 開始時刻になりましたら、視聴用のURLにアクセスください。
(総会開始5分前より視聴可能となる予定です)

登録用URL

登録期限

-
- ◎本ライブ配信をご視聴される株主様は会社法に定める出席には当たりません。
 - ◎本ライブ配信は視聴のみであり、議決権行使やご質問等を行うことはできません。
 - ◎アクセスの集中等が生じた場合、ご視聴いただけない場合がございます。
 - ◎通信機器や回線の環境等により映像や音声の乱れや切断が生じる場合がございます。
 - ◎ライブ配信をご視聴いただくための通信料等につきましては、株主様のご負担とさせていただきます。
 - ◎何らかの事情により、配信を中止、又は配信方法を変更した場合には、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
 - ◎本ライブ配信の登録用URL及び視聴用URLの第三者への共有は行わないようお願いいたします。

(添付書類)

事業報告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年1月1日から 2020年12月31日まで)	当連結会計年度 (2021年1月1日から 2021年12月31日まで)	増減率
売上高	2,855,993	2,897,518	1.5%
EBITDA	886,295	888,630	0.3%
営業利益	863,271	850,612	△1.5%
経常利益	866,502	853,341	△1.5%
親会社株主に帰属する 当期純利益	582,538	538,648	△7.5%
1株当たり 当期純利益 (円)	68.07	64.69	△5.0%

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にありますが、個人消費に持ち直しの動きがみられます。先行きにつきましては、感染拡大の防止策を講じつつ社会経済活動が正常化に向かう中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって持ち直しの動きが続くことが期待されております。一方で、変異株による感染症の再拡大に伴う内外経済への影響や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があるとされております。

当社グループに関連するモバイルゲーム市場及びモバイルコンテンツ市場につきましては、スマートフォンの所有率がさらに高まりを見せるとともに、次世代モバイル通信「5G」による高速・大容量のサービスが浸透することで、更なる市場の活性化が見込まれております。その中で当社グループの主力サービスである位置情報連動型ゲームの市場についても、市場拡大の傾向がみられております。一方で、2021年10月に緊急事態宣言の解除が行われたものの、新型コロナウイルス感染症の収束時期は依然として不透明な状況であり、変異株の流行に伴い感染症の再拡大の防止に努めることを求められていることから、市場成長に大きく影響する可能性があると考えております。

ブロックチェーン市場につきましては、様々な業界でのブロックチェーン技術の需要の高まりを受け、国内外において大きく成長することが見込まれております。当社グループの注力するNFT（Non-Fungible Token：非代替性トークン）のマーケットも、海外ではアートなどを中心に急速に拡大しており、国内においても市場参入する企業が増加傾向にあるなど注目を集め始めていることから、今後の市場成長が期待されております。

報告セグメントごとの業績は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しており、事業セグメントをモバイルゲーム事業、コンテンツ事業、ブロックチェーン事業として開示しております。そのため、当連結会計年度におけるセグメント別の業績につきましては、前年同期との比較分析を行っておりません。

・モバイルゲーム事業

モバイルゲーム事業では、位置情報連動型ゲームである「駅メモ！（ステーションメモリーズ!）」及び「アワメモ！（駅メモ！ Our Rails）」において、コロナ禍の影響が続く中、感染症の動向や社会情勢を注視しつつ、他社IPとのコラボイベントを実施する等、ゲームを継続して遊んでいただけるような施策を行いました。また、「駅メモ！」では、7周年記念施策やライセンスの月額サブスクリプションを2021年6月に実装いたしました。

「アワメモ！」では、新機能であるステーションNFT（旧称 駅トークン）のオークションを、2021年12月までに6回実施いたしました。

その他の位置情報連動型ゲームの「駅奪取」においても、10周年記念施策やコラボイベントの実施等、ゲームを継続して遊んでいただけるような施策を行いました。

この結果、同事業の売上高は2,478,526千円となり、セグメント利益は751,938千円となりました。

・コンテンツ事業

コンテンツ事業では、プラットフォームであるキャリア各社の方針変更により、2021年3月にフィーチャーフォン向けサービスが終了いたしました。

また、自社で運営している各着信メロディサービスの課金会員数は緩やかに減少しております。

この結果、同事業の売上高は418,904千円となり、セグメント利益は236,966千円となりました。

・ブロックチェーン事業

ブロックチェーン事業では、目標に掲げている「ユニキス ガレージ（旧称 ユニマ SaaS）」の利用者拡大への取組みとして、デジタルデータをブロックチェーン上で個人の資産として保有可能とする、NFT生成・販売のプラットフォームである「ユニマ（Uniqys マーケットプレイス）」を2021年7月にリリースいたしました。取り扱う商材とするアートや書籍といったNFTの販売を行い、SaaSの機能拡充に向けても取り組みました。

また、国内NFT市場の活性化を目指す関連サービスとして、「ユニマNFT買取（β版）」を同年11月にリリースいたしました。

なお、コンプライアンス充足のための関係各所との協議を継続して行い、信頼性の高いサービス設計を目指して取り組んでおります。

この結果、同事業の売上高は86千円となり、セグメント損失は138,291千円となりました。

上記の結果、当連結会計年度における売上高は前年同期比1.5%増の2,897,518千円、EBITDAは同0.3%増の888,630千円、営業利益は同1.5%減の850,612千円、経常利益は同1.5%減の853,341千円、親会社株主に帰属する当期純利益は同7.5%減の538,648千円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、工具、器具及び備品、ソフトウェア開発などの総額40,719千円となっております。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは「わたしたちが創造するモノを通じて、世界の人々をハッピーにすること」をミッションに掲げ、グループ全体として各種の経営施策に取り組んでおります。このミッションに基づき、主力のモバイルゲーム事業の安定と強化を図るとともに、ブロックチェーン事業をモバイルゲーム事業に並ぶ収益の柱に成長させることで、中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

そのために、当社グループが対処すべき課題は以下のとおりであります。

①サービスの安定的な稼働

当社グループは、主力サービスとしてモバイルゲーム事業の位置情報連動型ゲームの提供をしており、ユーザーに継続して遊んでいただくためには、快適な動作環境を用意することが重要と考えております。そのためには、サーバーの負荷対策などによりサービスを快適かつ安定的に稼働させることが必要であり、急激なアクセス過多等による不具合等が発生した場合には速やかに解決する必要があると認識しております。

このため、サービス等を安定的に稼働するための人員の確保、サーバー等のシステム機器の拡充や更新に努めてまいります。

②位置情報連動型ゲームの成長

当社グループは、「ステーションメモリーズ！」を中心としたモバイルゲーム事業の位置情報連動型ゲームに注力しており、当社グループのサービスの主軸を担っております。当該サービスを引き続き成長させるため、以下について取り組んでまいります。

- イ. ユーザー数を増加させることが重要な課題であると認識しております。そのため、WEBプロモーション、他社コンテンツとのタイアップやコラボレーション、独自リワードの導入等を通じて新規ユーザーの獲得に努めてまいります。
- ロ. ユーザーに長期間継続して利用いただくことが重要な課題であると認識しております。そのため、各種施策等を実施することでサービスへの満足度及びエンゲージメントを高め、継続率の向上に努めてまいります。

③新型コロナウイルス感染症への対応

長期化する新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、経済活動の停滞や外出・移動の制限等に対して、位置情報連動型ゲームにおいてはウィズコロナの情勢に応じた対策が重要であると認識しております。移動を伴わない施策の実施や、コンテンツ力を活かした新たな価値の創出等、柔軟な運営による持続的な成長に努めてまいります。

また、ブロックチェーン事業による新たな収益の柱の確立を目指してまいります。

④サービス品質管理力の強化

当社グループは、提供するサービスについて継続的に遊んでいただくことが重要と考えております。お客様に継続的に当社サービスをご利用いただくためには、マーケティングリサーチから汲み取ったお客様のニーズを実際のサービスに反映するとともに、満足していただける品質で提供することが求められ、高い品質管理体制の構築が重要であると認識しております。

このため、当社グループのコンテンツをお客様に提供するまでの全ての制作工程について品質のチェックを強化するとともに、継続的に改善を行い高品質なサービスを提供できる仕組みの構築を追求してまいります。

⑤トークンエコノミーの普及促進によるブロックチェーン事業の収益化

当社グループは、次世代のインターネットとして期待が高まるブロックチェーン技術を用いたノンファンジブル・トークン（非代替性トークン）による経済圏を形成し、トークンエコノミーの普及促進に伴う市場創出をすることが重要であると認識しております。ユニマ（Uniqys マーケットプレイス）において、SaaSを中心としてクライアント拡大に取り組むとともに、国内暗号資産取引所にてQYSコイン（※）の「IEO（Initial Exchange Offering）」を目指し、既存サービス等との連携によるQYSコイン経済圏の形成に取り組む等、ブロックチェーン事業の収益化に向けて取り組んでまいります。

※QYS（キス）コイン：当社で発行予定の暗号資産であり、中期経営計画にて公表した自社ポイント発行を指します

⑥ブロックチェーン事業の法制度への対応

ブロックチェーン事業を取り巻く市場環境が急速な拡大傾向をみせておりますが、一方で関連する法制度は未整備な部分も多い状況となっております。事業としてのスピードを考慮しつつも、関係各所への確認を行うことで法制度を遵守しリスクの回避に努めてまいります。

⑦開発力の強化のための人材確保

モバイル端末の高機能化、通信インフラの高速化・大容量化により、モバイルサービスは今後も付加価値の高いサービスの提供が可能になると考えられます。一方で、コンテンツの多様化により、お客様に対してより付加価値の高いサービスを提供することが求められると考えられます。そのため、将来にわたりお客様から支持されるには、質の高い技術開発及び運営体制の構築が重要であると認識しております。このため、以下について注力してまいります。

- イ. 高い技術力を持つ優秀な人材の確保が重要であると認識しております。現在は新卒採用を中心に行っておりますが、中途採用も適宜実施し、当社の求める人物像にあった人材の確保に努めてまいります。
- ロ. 社内の人材育成のため、能力開発が重要となります。専門職別の勉強会の開催や社外研修への参加等、新たな技術の取得への支援により、開発者が成長を実感できるような体制・制度を整えてまいります。

ハ. 優秀な人材の確保及び維持のために、新しい生活様式に適応した「モバワーク」(※)の導入による遠方在住の人材の採用や福利厚生の充実、従業員への報奨等を積極的に進めております。報奨については、人事制度において定めており、成果を挙げた従業員への業績連動型賞与の支給や表彰を行っております。今後も会社の状況にあった人事制度を構築してまいります。

※モバワーク：リモートワークをメインとした当社独自の柔軟な働き方

⑧情報セキュリティ強化

当社グループは、社内外を問わず社内ネットワークへの不正アクセス等を防止するため、本人確認の強化等、情報セキュリティ管理体制の一層の強化を図ってまいります。

⑨コーポレートガバナンスの充実と内部管理体制の強化

当社グループは今後も更なる業容拡大を図るため、当社の成長段階に沿った内部管理体制の強化が必要と認識しております。当社グループでは、内部統制に基づき業務プロセスの整備を行い、業務を有効的かつ効率的に行ってまいります。また、研修や社内勉強会等を開催し、内部統制及びコンプライアンスの強化を通じてコーポレートガバナンスの充実に努めてまいります。

⑩生産性向上

当社グループは、今後も継続的に成長するために、「モバワーク」(※)の推進とともに業務等の効率化や能力開発に取り組み、フルリモートワークにおける生産性の向上に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	2018年度 第 18 期 (2018年12月期)	2019年度 第 19 期 (2019年12月期)	2020年度 第 20 期 (2020年12月期)	2021年度 第 21 期 (当連結会計年度) (2021年12月期)
売上高	2,978,828 千円	3,190,351 千円	2,855,993 千円	2,897,518 千円
経常利益	848,737 千円	1,109,412 千円	866,502 千円	853,341 千円
親会社株主に帰属する当期純利益	585,002 千円	773,452 千円	582,538 千円	538,648 千円
1株当たり当期純利益	63.37 円	86.53 円	68.07 円	64.69 円
総資産	2,671,561 千円	3,141,305 千円	3,036,852 千円	3,304,321 千円
純資産	2,247,559 千円	2,528,025 千円	2,650,318 千円	2,873,128 千円
1株当たり純資産額	245.46 円	286.20 円	310.67 円	346.79 円
自己資本比率	84.1 %	80.5 %	87.3 %	86.9 %

②当社の財産及び損益の状況

区 分	2018年度 第 18 期 (2018年12月期)	2019年度 第 19 期 (2019年12月期)	2020年度 第 20 期 (2020年12月期)	2021年度 第 21 期 (当事業年度) (2021年12月期)
売上高	2,446,013 千円	2,487,721 千円	2,194,138 千円	2,219,078 千円
経常利益	817,330 千円	1,105,081 千円	830,872 千円	813,591 千円
当期純利益	564,480 千円	769,522 千円	559,477 千円	492,312 千円
1株当たり当期純利益	61.15 円	86.09 円	65.38 円	59.13 円
総資産	2,562,182 千円	2,991,996 千円	2,860,816 千円	3,076,841 千円
純資産	2,221,334 千円	2,497,871 千円	2,597,102 千円	2,773,576 千円
1株当たり純資産額	242.60 円	282.79 円	304.43 円	334.77 円
自己資本比率	86.7 %	83.5 %	90.8 %	90.1 %

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	内容
株式会社ジーワンダッシュ	10,000千円	100%	モバイルゲーム事業
株式会社ビットファクトリー	10,000千円	100%	モバイルゲーム事業、ブロックチェーン事業

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2021年12月31日現在）

当社グループは、モバイルゲーム事業を始めとする3つの事業区分で構成しており、主たるサービスは、モバイルゲーム事業の位置情報連動型ゲームであります。また、それに並ぶ収益の柱を目指すブロックチェーン事業の他、コンテンツ事業からとなっております。

事業区分	主な事業内容	サービスジャンル
モバイルゲーム事業	位置情報を利用したゲームであり、コレクション要素も兼ね備えたゲーム	位置情報連動型ゲーム
コンテンツ事業	通信キャリアを通じて運営する着信メロディ等	着信メロディ スタンプ&メロディ等
ブロックチェーン事業	デジタルデータをブロックチェーン上で個人の資産として保有可能とする、トークン生成・販売のプラットフォーム等	マーケットプレイス NFT買取（β版）等

(8) 主要な営業所（2021年12月31日現在）

営業所名	所在地
本社	東京都品川区西五反田七丁目22番17号 TOCビル4階

(注) 当社は、2021年4月30日付で品川区東五反田から品川区西五反田に移転いたしました。

(9) 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数 (名)	前連結会計年度末比増減
90 (17)	—

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。) は最近1年間の平均人員を () 外数で記載しています。

②当社の従業員の状況

従業員数 (名)	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
90 (17)	—	33.0歳	5.9年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。) は最近1年間の平均人員を () 外数で記載しています。

(10) 主要な借入先 (2021年12月31日現在)

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2021年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 32,560,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,925,495株
- (3) 株主数 3,777名
- (4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
宮 嶋 裕 二	4,065,000 株	49.09 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	362,100	4.37
CLEARSTREAM BANKING S.A.	308,100	3.72
株式会社SBI証券	270,717	3.27
村 上 貴 明	166,600	2.01
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	164,500	1.99
楽天証券株式会社	149,600	1.81
山 中 行 人	86,200	1.04
萩 谷 誠	49,000	0.59
深 井 未 来 生	47,000	0.57

(注) 1. 当社は自己株式644,576株を保有しておりますが、当該株式には議決権がないため、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2021年1月27日及び2021年10月22日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得について決議し、当事業年度中に自己株式立会外買付取引及び市場取引により、合計して336,700株の自己株式を取得いたしました。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

①取締役及び監査役の状況

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
宮嶋 裕二	代表取締役	
深井 未来生	取締役執行役員	株式会社ビットファクトリー 代表取締役 株式会社和心 社外取締役 (監査等委員)
成沢 理恵	取締役 (非常勤)	株式会社ArAtA 取締役 モリカトン株式会社 取締役 Amusement Asset Associates株式会社 取締役 monoAI technology株式会社 取締役 RingZero株式会社 取締役
山口 周	取締役 (非常勤)	株式会社中川政七商店 社外取締役
塩澤 義介	監査役	株式会社ジーワンダッシュ 監査役 株式会社ビットファクトリー 監査役
伊藤 英佑	監査役 (非常勤)	伊藤会計事務所 代表 八面六臂株式会社 社外監査役 株式会社ライブレボリューション 社外監査役 株式会社マーケットエンタープライズ 社外監査役 株式会社アピリッツ 社外監査役 近代商事株式会社 社外監査役
行方 一正	監査役 (非常勤)	株式会社デルタ 社外取締役 第一カッター興業株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役 成沢理恵、山口周の両氏は、社外取締役であります。なお、両氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
 2. 監査役 塩澤義介、伊藤英佑、行方一正の各氏は、社外監査役であります。なお、各氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
 3. 監査役 塩澤義介氏は、他社において資金部長、監査役を務めるなど財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 監査役 伊藤英佑氏は、公認会計士として財務及び会計に関して相当程度の知見並びに、企業監査に関する豊富な実績と高い見識を有するものであります。
 5. 監査役 行方一正氏は、他社において取締役、経理部長を務めるなど財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

②事業年度中に退任した役員
該当事項はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を結んでおり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員であり、当社が保険料の全額を負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金並びに訴訟費用等について補填されます。また、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等については、補填の対象外としております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を次のとおり、決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していること等の確認をしており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a. 基本方針

当社の役員報酬等は、株主との価値共有を促進し説明責任を十分に果たせる客観性と透明性を備えた上で、優秀な人材の確保・維持できる水準を勘案し当社の持続的な成長を実現すべく、業績拡大及び中長期的な企業価値向上へのインセンティブとなる報酬体系とすることを基本方針としております。

b. 報酬等の体系

当社の役員報酬等の体系は、2021年2月19日開催の取締役会において決議した、固定報酬の基本報酬と短期業績連動報酬の役員賞与により構成されております。その他、中期業績連動報酬の株式報酬について現在、検討中であります。

基本報酬は各取締役の責任、役割等に応じて決定するものとしております。役員賞与は当

該期の業績と各取締役の職位及び実績等を勘案の上で決定するものとしております。

いずれも株主総会の決議により定められた限度額の範囲内において、取締役会決議に基づき代表取締役が委任を受けるものとしております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役及び監査役の報酬等は、2014年11月18日開催の臨時株主総会の決議による報酬限度額内（取締役の報酬限度額は年額200,000千円以内、監査役の報酬限度額は年額40,000千円以内になります。なお、取締役の報酬限度額には、従業員兼務取締役の従業員分給与相当額は含まれておりません。）において決定しております。

当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は6名、監査役の員数は4名であります。

③取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の報酬等は、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役の宮嶋裕二氏が取締役個人の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、取締役の個人別の基本報酬及び役員賞与の決定であります。なお、この権限を委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役について評価を行うには、代表取締役が適していると判断したためであります。

監査役の報酬等は、株主総会決議による限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	35,608 (6,225)	35,608 (6,225)	— (—)	— (—)	4名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	13,200 (13,200)	13,200 (13,200)	— (—)	— (—)	3名 (3名)
合計 (うち社外役員)	48,808 (19,425)	48,808 (19,425)	— (—)	— (—)	7名 (5名)

(注) 取締役の報酬等の額には、従業員兼務取締役の従業員分給与相当分は含まれておりません。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ・取締役 成沢理恵氏は、株式会社ArAtA、モリカトロン株式会社、Amusement Asset Associates株式会社、monoAI technology株式会社及びRingZero株式会社の取締役を兼職しておりますが、当該兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役 山口周氏は、株式会社中川政七商店の取締役を兼職しておりますが、当該兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役 塩澤義介氏は、子会社である株式会社ジーワンダッシュ及び株式会社ビットファクトリーの監査役を兼任しております。
- ・監査役 伊藤英佑氏は、伊藤会計事務所代表、八面六臂株式会社、株式会社ライブレボリューション、株式会社マーケットエンタープライズ、株式会社アピリッツ及び近代商事株式会社の監査役を兼職しておりますが、当該兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役 行方一正氏は、株式会社デルタ及び第一カッター興業株式会社の取締役を兼職しておりますが、当該兼職先との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	成沢 理恵	当事業年度に開催された取締役会全13回のうち13回に出席いたしました。会社経営・ゲーム事業の推進に関する豊富な経験、知識に基づいた発言や経営方針等に関する助言を行っております。
取締役	山口 周	当事業年度に開催された取締役会全13回のうち13回に出席いたしました。会社経営・組織作りに関する豊富な経験、知識に基づいた発言や経営方針等に関する助言を行っております。
監査役	塩澤 義介	当事業年度に開催された取締役会全13回のうち13回に出席し、監査役会全14回のうち14回に出席いたしました。財務・経理・会社経営及び上場企業におけるコンプライアンスやガバナンス等に関する豊富な経験と実績をもとに、審議に関して必要な発言を行っております。
監査役	伊藤 英佑	当事業年度に開催された取締役会全13回のうち13回に出席し、監査役会全14回のうち14回に出席いたしました。公認会計士の専門家として財務・経理の知見を保有するとともに企業監査における豊富な経験、知識に基づいた助言や審議に関して必要な発言を行っております。
監査役	行方 一正	当事業年度に開催された取締役会全13回のうち13回に出席し、監査役会全14回のうち14回に出席いたしました。財務・経理・会社経営等の多岐にわたる管掌部門及び上場企業におけるコンプライアンスやガバナンス等に関する豊富な経験と実績をもとに、審議に関して必要な発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人アヴァンティア

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額（注）	26,400千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	26,400千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区別できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務の遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めるときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人アヴァンティアは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

（注） 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	3,094,032	流動負債	427,793
現金及び預金	2,665,764	買掛金	12,508
売掛金	373,317	未払金	149,941
商品	270	未払法人税等	143,214
貯蔵品	1,976	未払消費税等	37,965
前払費用	41,155	前受金	44,376
その他	11,970	賞与引当金	35,150
貸倒引当金	△422	その他	4,635
固定資産	210,289	固定負債	3,400
有形固定資産	11,945	資産除去債務	3,400
建物	11,183	負債合計	431,193
減価償却累計額	△2,189	純資産の部	金額
建物(純額)	8,994	株主資本	2,875,127
工具、器具及び備品	27,736	資本金	504,757
減価償却累計額	△24,785	資本剰余金	280,257
工具、器具及び備品(純額)	2,951	利益剰余金	2,914,282
無形固定資産	65,256	自己株式	△824,168
ソフトウェア	65,256	その他の包括利益累計額	△3,356
投資その他の資産	133,087	その他有価証券評価差額金	△3,356
投資有価証券	55,507	新株予約権	1,357
繰延税金資産	51,134	純資産合計	2,873,128
敷金及び保証金	26,445	負債・純資産合計	3,304,321
資産合計	3,304,321		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上	2,897,518
売上原価	1,446,104
売上総利益	1,451,413
販売費及び一般管理費	600,800
営業利益	850,612
営業外収入	7
受取利息	2,415
未払配当金除斥益	1,050
暗号資産評価益	100
助成金の収入	121
その他	3,695
営業外費用	699
自己株式取得費用	256
雑損	11
その他	966
経常利益	853,341
特別利益	22
新株予約権戻入益	22
特別損失	742
固定資産除却損	973
投資有価証券評価損	68,743
減損	5,748
本社移転関連費	76,207
税金等調整前当期純利益	777,156
法人税、住民税及び事業税	249,524
法人税等調整額	△11,016
当期純利益	538,648
非支配株主に帰属する当期純利益	—
親会社株主に帰属する当期純利益	538,648

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	2,855,324	流動負債	299,865
現金及び預金	2,290,611	買掛金	12,508
売掛金	511,311	未払金	82,844
貯蔵品	1,976	未払費用	526
前渡金	1,400	未払法人税等	137,278
前払費用	41,133	未払消費税等	27,456
その他	9,313	預り金	4,100
貸倒引当金	△422	賞与引当金	35,150
固定資産	221,517	固定負債	3,400
有形固定資産	11,945	資産除去債務	3,400
建物	11,183	負債合計	303,265
減価償却累計額	△2,189	純資産の部	金額
建物（純額）	8,994	株主資本	2,775,575
工具、器具及び備品	27,736	資本金	504,757
減価償却累計額	△24,785	資本剰余金	280,257
工具、器具及び備品（純額）	2,951	資本準備金	280,257
無形固定資産	38,199	利益剰余金	2,814,730
ソフトウェア	38,199	その他利益剰余金	2,814,730
投資その他の資産	171,372	繰越利益剰余金	2,814,730
投資有価証券	55,507	自己株式	△824,168
関係会社株式	20,000	評価・換算差額等	△3,356
関係会社長期貸付金	30,000	その他有価証券評価差額金	△3,356
繰延税金資産	59,419	新株予約権	1,357
敷金及び保証金	6,445	純資産合計	2,773,576
資産合計	3,076,841	負債・純資産合計	3,076,841

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上	高価		2,219,078
売上原価	除斥		812,010
売上総利益	益		1,407,068
販売費及び一般管理費	費		595,893
営業利益	益		811,174
営業外収入	息	40	
受取配当金	除斥	2,415	
未払配当金	評価	716	
暗号資産	収入	100	
助成金の	他	111	3,383
営業外費用	費用		
自己株式取得費	損失	699	
雑損	他	256	
その他	益	11	967
経常利益	益		813,591
特別利益	益		
新株予約権戻入	益	22	22
特別損失	損失		
固定資産除却損	損失	742	
投資有価証券評価	損失	973	
減損損失	損失	95,799	
本社移転関連	費用	5,748	103,264
税引前当期純利益	益		710,350
法人税、住民税及び事業	税	237,338	
法人税等調整額	額	△19,300	218,037
当期純利益	益		492,312

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年2月14日

株式会社モバイルファクトリー
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 木 村 直 人
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 吉 田 武 史
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社モバイルファクトリーの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社モバイルファクトリー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の「重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、会社は、2022年1月28日開催の取締役会において、自己株式の取得に係る事項について決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年2月14日

株式会社モバイルファクトリー
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京都千代田区

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 木 村 直 人

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 吉 田 武 史

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社モバイルファクトリーの2021年1月1日から2021年12月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の「重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、会社は、2022年1月28日開催の取締役会において、自己株式の取得に係る事項について決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針及び監査計画に基づき、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針及び監査計画に従い、取締役、内部監査人その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、主に本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月14日

株式会社モバイルファクトリー 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 塩澤 義介 ㊟

監査役(社外監査役) 伊藤 英佑 ㊟

監査役(社外監査役) 行方 一正 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

当社定款を以下のとおり変更いたしたく存じます。

1. 提案の理由

- (1) 取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へ移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ①変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ②変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) 当社の事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条に事業目的を追加するとともに、号文の新設に伴う号数の繰下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 <条文省略>	第1条 <現行どおり>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～9. <条文省略></p> <p>10. ブロックチェーンに関するシステム、プラットフォーム、アプリケーション並びにそれらを利用した商品、サービスの研究、調査、企画、設計、開発、運営、管理、販売、提供及びコンサルティング <新設></p> <p>11. 分散型アプリケーションの企画、設計、開発、運営、管理及び提供</p> <p>12. <条文省略></p> <p>第3条 <条文省略></p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第14条 <条文省略></p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～9. <現行どおり></p> <p>10. ブロックチェーンに関するシステム、プラットフォーム、アプリケーション並びにそれらを利用した商品、サービスの研究、調査、企画、設計、開発、運営、管理、販売、提供およびコンサルティング</p> <p>11. <u>ブロックチェーン技術等を利用した商品等の取得、管理、売買および使用・実施の許諾並びにこれらの斡旋および仲介</u></p> <p>12. <u>分散型アプリケーションの企画、設計、開発、運営、管理および提供</u></p> <p>13. <現行どおり></p> <p>第3条 <現行どおり></p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査等委員会 <削除></p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第14条 <現行どおり></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>第16条～第18条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は7名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 <新設></p> <p>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <条文省略></p>	<p style="text-align: center;"><削除></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第16条～第18条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、7名以内とする。</p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議により選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. <現行どおり></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>(任期) 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>第22条 <条文省略></p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第22条 <現行どおり></p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第24条～第25条 <条文省略></p> <p>(代表取締役) 第26条 取締役会の決議をもって代表取締役を選定する。</p> <p>2. <条文省略></p>	<p>第24条～第25条 <現行どおり></p> <p>(代表取締役) 第26条 取締役会の決議をもって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. <現行どおり></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(役付取締役) 第27条 取締役会の決議をもって取締役の中から取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した取締役並びに監査役がこれに記名押印または電子署名を行うものとする。</p> <p>第29条 <条文省略></p> <p>(報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第31条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数) 第32条 当会社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第33条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(役付取締役) 第27条 取締役会の決議をもって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行うものとする。</p> <p>第29条 <現行どおり></p> <p>(報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第31条 <現行どおり></p> <p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任) 第32条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p style="text-align: center;"><削除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p>第34条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第35条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第36条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第37条 <u>監査役会の決議をもって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会議事録)</p> <p>第38条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行うものとする。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第39条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p style="text-align: center;"><削除></p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。</u></p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第35条 <u>監査等委員会の決議をもって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会議事録)</p> <p>第36条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行うものとする。</u></p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第37条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等) 第40条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によつて定める。</u></p>	<p><削除></p>
<p>(監査役の責任免除) 第41条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></u> 2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。</u></u></p>	<p><削除></p>
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第42条～第43条 <条文省略></p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第38条～第39条 <現行どおり></p>
<p>(報酬等) 第44条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</u></p> <p>第45条 <条文省略></p>	<p>(報酬等) 第40条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</u></p> <p>第41条 <現行どおり></p>
<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第46条～第49条 <条文省略></p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第42条～第45条 <現行どおり></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第21 期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、第21 期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関し、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約については、なお、従前の例による。</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第2条 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。また、取締役全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案にかかる決議の効力は、第1号議案にかかる定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
1	みやま ゆうじ 宮島 裕二 (1971年7月24日生)	1995年4月 1999年7月 2001年10月 2003年4月 2018年7月	株式会社ソフトバンク入社 株式会社サイバーエージェント入社 有限会社モバイルファクトリー設立 株式会社モバイルファクトリーに組織 変更、代表取締役就任（現任） 株式会社ビットファクトリー設立、代 表取締役就任	4,065,000株
2	なるさわ りえ 成沢 理恵 (1976年3月4日生)	1998年4月 2013年9月 2016年3月 2016年6月 2016年11月 2017年3月 2017年8月 2017年11月 2018年5月 2018年10月 2018年12月	株式会社エニックス （現 株式会社スクウェア・エニックス）入社 株式会社NubeeTokyo入社 エグゼクティブアドバイザー兼、プロデュース・プロモーション・海外協業・国内協業・法務部門長就任 ちゅらっぶず株式会社取締役就任 株式会社ArAtA取締役就任（現任） AppBeach株式会社取締役就任 （2018年7月にちゅらっぶず株式会社に吸収合併） 当社社外取締役就任（現任） モリカトン株式会社取締役就任（現任） ルートフォー株式会社取締役就任 Amusement Asset Associates株式会社取締役就任（現任） モノビット・モリカトンホールディングス株式会社 （現 monoAI technology株式会社）取締役就任（現任） RingZero株式会社取締役就任（現任）	一株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
3	やまぐち しゅう 山口 周 (1970年4月12日生)	1994年4月	株式会社電通入社	一株
		2002年5月	株式会社ブーズ・アレン・ハミルトン入社	
		2007年1月	株式会社ボストン・コンサルティング・グループ入社	
		2010年4月	株式会社A.T.カーニー入社	
		2011年5月	株式会社ハイ・グループ(現コーン・フェリー・ヘイグループ)入社	
		2015年1月	同社シニア・クライアント・パートナー就任	
		2018年3月	当社社外取締役就任(現任)	
		2019年9月	株式会社中川政七商店社外取締役就任(現任)	

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 成沢 理恵氏及び山口 周氏は、社外取締役候補者であります。
3. 宮脇 裕二氏を取締役候補者とした理由は、創業者として強力なリーダーシップを発揮するとともに、インターネット業界に関する豊富な知識や経験を有しており、当社の経営方針の決定において極めて重要な役割を果たしており、引き続き当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として適任であると判断しております。
4. 成沢 理恵氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は長年ゲーム会社でプロデューサーを務めるとともに、ゲーム業界で取締役を務めるなど、経営及びゲーム業界に関する豊富な知識・経験を有していることから、当社の社外取締役として適任であると判断したためであります。同氏には、当社のモバイルゲーム事業を中心とした各サービスの開発・運営において、適切な助言をいただくことを期待しております。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって、5年となります。
5. 山口 周氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は長年コンサルタントを務めるなど、経営や組織作りに関する知識や経験を有していることから、当社の社外取締役として適任であると判断したためであります。同氏には、当社の組織体制の構築や人材開発において、適切な助言をいただくことを期待しております。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって、4年となります。
6. 当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。成沢 理恵氏及び山口 周氏の社外取締役選任の承認をいただいた場合には、上記契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令で定める額としております。
7. 当社は、成沢 理恵氏及び山口 周氏を東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として同取引所に届け出ており、両氏の選任の承認をいただいた場合には、引き続き独立役員に指定する予定であります。
8. 当社の独立社外取締役を選任する際の判断基準は、東京証券取引所の定める独立性判断基準を参考として、当社との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものとしております。
9. 当社は、会社法第430条の3第1項に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることよって生じる損害を当該保険契約において填補することとしております。各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には、同内容での契約更新を予定しております。
10. 所有する当社の株式の数は、2021年12月31日時点のものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案にかかる決議の効力は、第1号議案にかかる定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日) しおざわ ぎすけ 塩澤 義介 (1952年4月18日生)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
1		1976年4月	日本専売公社（現 日本たばこ産業株式会社）入社	2,600株
		1995年8月	同社資金部長就任	
		1999年9月	株式会社ジャパンビバレッジ（現 株式会社ジャパンビバレッジホールディングス） 出向 経理部長就任	
		2000年6月	同社取締役就任	
		2003年6月	日本たばこ産業株式会社 執行役員 食品事業企画部長就任	
		2005年6月	同社執行役員飲料事業部長就任	
		2008年6月	同社常勤監査役就任	
		2012年6月	同社顧問就任	
		2013年9月	当社社外監査役就任（現任）	
		2015年7月	株式会社ジーワンダッシュ社外監査役 就任（現任）	
		2018年7月	株式会社ビットファクトリー社外監査 役就任（現任）	

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
2	伊藤 英佑 <small>いとう えいすけ</small> (1978年7月24日生)	2001年10月 2005年4月 2005年7月 2007年5月 2008年6月 2013年3月 2013年6月 2014年11月 2014年12月 2015年4月 2015年4月	中央青山監査法人入所 公認会計士登録 伊藤会計事務所開業（現任） エナジーエージェント株式会社（現 八面六臂株式会社） 社外監査役就任 （現任） シーサー株式会社社外監査役就任 株式会社ライブレボリューション 社外監査役就任（現任） 株式会社マーケットエンタープライズ 社外監査役就任（現任） 当社社外監査役就任（現任） ロボットスタート株式会社社外監査役 就任 株式会社アピリッツ社外監査役就任 （現任） 近代商事株式会社社外監査役就任（現 任）	一株

候補者 番号	ふ 氏 (生 年 月 日) な り が 名 な め か た か ず ま さ 行 方 一 正 (1953年5月4日生)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
3		1985年6月 1985年9月 1993年2月 1997年11月 1999年11月 2000年10月 2004年6月 2005年1月 2008年4月 2010年5月 2011年9月 2016年11月 2017年1月 2018年2月 2018年3月 2018年3月 2021年12月	株式会社エイチ・アイ・エス入社 同社取締役 経理部長就任 同社取締役 総務部長就任 同社常務取締役 関西統括本部長就任 同社常務取締役 管理本部長就任 同社常務取締役 総務部長兼システム 開発室長就任 同社代表取締役 常務取締役 人事 部・経理部・関連会社管理部管掌 総 務部長就任 同社代表取締役 専務取締役就任 同社取締役相談役就任 同社取締役相談役 社会貢献関連事業 室管掌就任 同社取締役相談役 CSR推進管掌就任 同社取締役相談役 国内の旅子会社 事業担当就任 同社取締役 関係会社管理担当就任 同社特別顧問就任 当社社外監査役就任 (現任) 株式会社デルタ社外取締役就任 (現 任) 第一カッター興業株式会社社外取締 役就任 (現任)	5,500株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は、いずれも新任の監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、各候補者は現在当社の社外監査役であります。
3. 塩澤義介氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、長年上場企業において執行役員、監査役及び子会社において取締役を務めるとともに、当社の常勤社外監査役就任以降につきましても、財務や監査の視点から取締役会、経営会議で適切な監督を行っていることから、当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断したためであります。同氏には、今後もその豊富な経験と知見をもとに、当社の重要な意思決定や業務執行に関する監査・監督を行っていただくことを期待しております。
4. 伊藤英佑氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、公認会計士として財務及び会計に関する知見を保有するとともに、企業監査における豊富な経験を有していることから、当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断したためであります。同氏には、今後もその豊富な経験と知見をもとに、当社の重要な意思決定や業務執行に関する監査・監督を行っていただくことを期待しております。
5. 行方一正氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、長年上場企業において取締役を務めるとともに、多岐にわたる管掌部門における経験を持ち、経理における知見を有していることから、当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断したためであります。同氏には、今後もその豊富な経験と知見をもとに、当社の重要な意思決定や業務執行に関する監査・監督を行っていただくことを期待しております。
6. 当社は、会社法第427条第1項に基づき、各候補者との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。塩澤義介氏、伊藤英佑氏及び行方一正氏が監査等委員である取締役選任の承認をいただいた場合には、上記契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令で定める額としております。
7. 当社は、塩澤義介氏、伊藤英佑氏及び行方一正氏を東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として同取引所に届け出ており、各氏の選任の承認をいただいた場合には、独立役員に指定する予定であります。
8. 当社の監査等委員である独立社外取締役を選任する際の判断基準は、東京証券取引所の定める独立性判断基準を参考として、当社との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものとしております。
9. 当社は、会社法第430条の3第1項に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害を当該保険契約において填補することとしております。各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には、同内容での契約更新を予定しております。
10. 所有する当社の株式の数は、2021年12月31日時点のものであります。

【ご参考】

本総会において、第2号議案及び第3号議案を原案どおりご承認いただいた場合の取締役会の構成及び各取締役が有する専門性と経験・知見（スキルマトリックス）は、以下のとおりとなります。

氏名	地位	社外	専門性・経験・知見						
			経営・事業戦略	マーケティング	国際経験	テクノロジー	法務	財務・会計	組織人材
宮嶋 裕二	代表取締役		●	●		●			●
成沢 理恵	取締役	■	●	●	●		●		
山口 周	取締役	■	●	●	●				●
塩澤 義介	取締役 (監査等委員)	■	●					●	
伊藤 英佑	取締役 (監査等委員)	■		●				●	
行方 一正	取締役 (監査等委員)	■	●		●			●	●

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、2014年11月18日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）としてご承認いただき現在に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠に代えて、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額を、その職責及び社会情勢等を総合的に勘案して、従前同様に年額200百万円以内（うち社外取締役の報酬額は年額40百万円以内）と定めることといたしたく存じます。また、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

なお、本議案は、実質的に監査等委員会設置会社への移行前の取締役の報酬等の限度と同一の報酬等の限度をご承認いただくことをお願いするものであることから相当であると判断しております。

現在の取締役は4名（うち社外取締役2名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は3名（うち社外取締役2名）となります。

本議案にかかる決議の効力は、第1号議案にかかる定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終了の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、その職責及び社会情勢等を総合的に勘案して、年額40百万円以内と定めることといたしたく存じます。

なお、かかる金額は2014年11月18日開催の臨時株主総会においてご承認いただいている監査役の報酬等の限度額と同一であり、本議案は、実質的に監査等委員会設置会社への移行前の監査役の報酬等の限度と同一の報酬等の限度をご承認いただくことをお願いするものであることから相当であると判断しております。

第1号議案及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名（全て社外取締役）となります。

本議案にかかる決議の効力は、第1号議案にかかる定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

以上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都品川区西五反田7丁目9番地5号 SGテラス1階

TA Conference セミナールーム



交通の
ご案内

JR・都営地下鉄 五反田駅（徒歩5分） 東急池上線 大崎広小路駅（徒歩3分）

- ・ お土産のご用意はございません。
- ・ 小規模での開催のため、ご来場いただいてもご入場いただけない場合がございます。